

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年三月二十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 1～1250 (略) <u>1251 自家蛍光検出装置</u>	別表 1～1250 (略) (新設)